

長野県あんしん創造ねっと 新しいあんしんの仕組みづくり

「身元保証・就労支援事業」実施要領

第1 趣旨

この要領は、被保証者の自立生活に向けた就労定着を支援するために、長野県社会福祉協議会（以下、「長野県社協」）及び被保証者が居住する市町村の社会福祉協議会（以下、「市町村社協」）が、その者の就労時に必要な身元保証を補うための見舞金の支給及び就労期間中の見守り手続等を定めるものである。

第2 事業の名称

この事業の名称は、「長野県あんしん創造ねっと事業（身元保証・就労支援事業）」と称する。

第3 被保証者

本事業の被保証者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 安定した職に就くために身元保証人を必要としているが、保証人として適当な者が得られない者。
- (2) 生活就労支援センター「まいさぽ」（以下、「まいさぽ」）の就労支援を受け、この身元保証により自立した日常生活を送ることができる者。
- (3) 身元保証を受け就職しようとする事業所の雇用主に対して、情報の開示に同意する者。

第4 契約対象となる雇用主

契約対象となる雇用主は、次のいずれにも該当する雇用主とする。

- (1) 第3（1）に該当することを承知して被保証者の自立支援に協力する意思のある雇用主。
- (2) 別途示す契約内容に同意する雇用主。

第5 見舞金を支払うべき場合

- (1) 被保証者が、故意又は過失による不法行為によって雇用主に損害を与えた場合。
- (2) 被保証者が、就業規則、労働契約、労働慣行等に違反し、雇用主に損害を与えた場合。
- (3) 本来、被保証者が負担すべき費用等で雇用主が立て替えた後、被保証者から未回収となった次の場合。

ア 雇用主が被保証者を就労させる際に立て替えた賃貸住宅の敷金・礼金・契約時に納入する前家賃、付随費用及び初度調査に要した費用。

イ 上記アの住宅退去時の鍵取替費用、清掃費用等の原状回復に必要とした費用。

- ウ 業務用に雇用主が貸与した携帯電話の通話等料金、携帯端末代金のうち、雇用主が通常負担している部分及び雇用主が負担することが相当と長野県社協が判断した額を除いた費用。
- エ 被保証者の職業能力向上を目的とした資格・技能・免許等の取得に要した費用。なお、資格等は直接業務上必要なものであるか否かを問わない。
- オ 被保証者の私傷病の医療費、投薬費、通院費用のうち、雇用主が立替または被保証者に貸与せざるを得ない緊急性及び相当性の認められる費用。

第6 見舞金額の上限

- (1) 見舞金額は、第5の（1）及び（2）の場合は100万円を上限とし、（3）の場合はそれぞれ50万円を上限とする。
- (2) 見舞金額の算定については、雇用主の責めに帰すべき額を除いて計算する。
- (3) 同一の損害につき複数回請求することはできない。ただし、損害が異なれば複数回請求することができる。なお、同一被保証者に関する見舞額の累計は200万円を上限とする。

第7 見舞金払いの免責事由

次の場合には見舞金の支払対象外とする。

- (1) 被保証者に雇用主の損害を賠償する資力がある場合。ただし、被保証者の賠償能力が損害・費用の一部にとどまる場合はこの限りではない。
- (2) 雇用主の監督責任によることが明らかな損害である場合。
- (3) 欠勤による損害である場合。
- (4) 雇用主の損害・費用が他の公的制度や保険等により補填された場合。ただし、補償の免責額は、その補填額を限度とする。
- (5) 被保証者の行為が雇用されている期間内であっても、損害が雇用期間終了直後とは言えないある程度の期間が経ってから判明した場合。
- (6) 雇用主の損害が、慰謝料など精神的損害である場合。
- (7) 雇用主が第10（2）の速やかに連絡をしなかった場合及び第11の報告をしなかった場合。

第8 契約期間

長野県社協と被保証者を雇用する雇用主が、被保証者1人につき身元保証契約を締結した日から最長1年間とする。なお、この期間中に雇用主が被保証者を解雇し、又は被保証者の退職を認めたとき本契約は失効する。

第9 契約締結までの手続

- (1) まいさぼによる支援により本事業を利用する者は、様式1によって実施の申出を市町村社協に対して行う。
- (2) 市町村社協は、申出者との面談のうえ第3に該当するか調査する。
- (3) 市町村社協は、上記の調査結果及び雇用主の意向を確認するなどして、雇用

主が希望する場合には本事業を実施する旨の内定をする。

(4) 市町村社協からの内定報告を受けて、長野県社協は、身元保証契約書を2通作成して1通を雇用主に交付するとともに、副本を市町村社協に送付するものとする。

第10 見舞金の請求及び審査の手続き

- (1) 雇用主は、被保証者により第5に定める損害等を受け、見舞金を請求しようとするときは、速やかに市町村社協に連絡する。
- (2) 市町村社協は、雇用主から上記の連絡を受けたときは、支払対象となる雇用主が受けた損害の状況等を調査し、様式2によって長野県社協に報告する。
- (3) 雇用主は、市町村社協を経由して長野県社協に対し様式3によって見舞金の請求を行う。この場合、損害発生の事実、損害の程度を疎明する書類等（被害届、帳簿類、各種請求書、写真、図面など）を添付するものとする。
- (4) 長野県社協は、請求内容を審査し、補償金の支払が適当であると認めるときは、速やかに支払額を決定し、雇用主の指定する口座に送金するなどして見舞金を支払うものとする。

第11 雇用主の報告

被保証者を雇用する雇用主は、契約期間中に次の事実が発覚したときは、速やかに市町村社協に報告しなければならない。

- (1) 被保証者との雇用契約を解除しようとする場合。
- (2) 被保証者が1週間以上無断欠勤し、又は所在不明となった場合。
- (3) 事業を廃止、休止又は変更した場合。
- (4) 事業所の名称又は所在地を変更した場合。

第12 求償権

第10により補償金が支払われたときは、損害額のうち補償金相当額については、長野県社協が求償権を取得するものとする。

第13 身元保証終了の通知

本事業を適用しなくなったときは、長野県社協は市町村社協を経由し、様式4によって雇用主に通知するものとする。

第14 個人情報の取扱い

本事業に関する個人情報の利用目的は次のとおりとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の法令により定められる場合を除き、利用目的を超えて個人情報を利用する場合には、あらかじめ被保証者の同意を得るものとする。

- (1) 身元保証の可否の審査及び決定
- (2) 見舞金支払請求の審査及び決定
- (3) 本事業を円滑に遂行するための調査研究

第15 帳簿の保存

長野県社協等は、本事業を実施したことを証する書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

附則

この要領は、平成29年10月1日から実施する。